

2013年10月28日 提出

2013年度

博士論文概要書

| | |
|------|-----------------|
| 論文題目 | わが国独占禁止法と国際カルテル |
|------|-----------------|

| | |
|-----|------------------------------------------------|
| 提出者 | (民事・公法・基礎) 専攻 博士課程 専修 3 年 |
| | 氏名 北博行 学籍番号[33111507 - 7] (指導教員土田和厚先生) |

【備考】

博士論文「わが国独占禁止法と国際カルテル」概要書

早稲田大学大学院法学研究科 民事法専攻 博士課程後期3年 北 博行

1. 研究背景

日本企業の国際的活動は、1970年代までは主に輸出を中心におこなわれており現地（外国）活動は現地代理店によるものであったが、1980年代にはいると貿易摩擦を回避するための現地販売会社による販売活動、輸出を代替する形での現地生産会社による生産活動に軸足が移ってきた。そして1990年代に入ると日本企業の子会社が現地（外国）競争法違反により外国競争当局により捕捉されることも増加した。

わが国独占禁止法の執行状況、特にカルテルに関する公正取引委員会の措置をみると、捕捉対象は主として日本企業の国内事業活動であり、わずかに輸出を中心とする日本企業による国際事業活動が捕捉されていた。しかし、日本企業が外国競争法違反により外国競争当局に捕捉される事件の増加に呼応するように公正取引委員会も日本市場に影響を与える外国事業者の活動に対する独占禁止法の適用について留意するようになった。即ち日本市場に影響を及ぼす国際カルテルへの対応、当該カルテル参加者である外国事業者に対する独占禁止法の適用の問題である。

2. 問題意識

本論文は、こうした歴史的背景を踏まえて、国際カルテルに対するわが国独占禁止法の適用に関する研究を行ったものである。すなわち独占禁止法の執行機関である公正取引委員会は、わが国市場に影響を及ぼす国際カルテルをその参加者である外国事業者も含めて的確に捕捉して適正に処分しているか否かを検討する。検討方法としては、同一又は類似の国際カルテルを公正取引委員会がどのように処分したかということと外国競争当局、とりわけ米国司法省と欧州委員会がどのように捕捉して処分したかということとの比較分析である。従って本論文がとりあげた国際カルテル事件は、公正取引委員会と外国競争当局がともに措置を行った事件である。或いはそうしたものが殆どである。

国内カルテルに加えて、わが国市場に影響を及ぼす国際カルテル、とりわけ外国事業者を的確に捕捉し、適正に処分するためにはリニエンシー制度が有効であると言われている。主要国におくれること約10年、2006年よりわが国独占禁止法でもリニエンシー制度、すなわち一定条件のもとでカルテルの自主申告をした事業者に対して課徴金の減免を認める制度が導入された。しかし、リニエンシー制度導入後の国際カルテルに対する公正取引委員会の措置が名宛人、違反行為の捉え方、処分内容などにおいて、外国競争当局のそれに必ずしも比肩しうるものとはなっていないと思われる。

国際カルテルを捕捉するために独占禁止法に欠けるものは域外適用規定であろうという仮定を、事例研究を通じて確認し、独占禁止法に域外適用規定導入を提言すべきであるという問題意識を持つに至った。

3. 本論文各章における分析、検討、研究

本論文は「序章」と「おわりに」を含めて全7章からなるが、大きく2つの部分にわけることができる。第1の部分である第1章、第2章、第3章は、国際カルテル事件の事例研究である。ここでは公正取引委員会が捕捉した国際カルテル事件を、外国競争当局の措置と比較して、分析、検討する。第2の部分である第4章、第5章は、リニエンシー制度及び域外適用規定を含めカルテルに対するわが国独占禁止法、米国反トラスト法、そして欧州競争法である欧州機能条約（又は欧州運営条約。以下、TFEUという）101条を概観し、それぞれのリニエンシー制度と域外適用規定及びそれに付随する問題点に関する研究である。尚、独占禁止法には「カルテル」についても「国際カルテル」についても定義がない。国際カルテルに関しては、事業者の国籍の違いに着目して外国事業者が含まれる不当な取引制限（いわゆるカルテル、談合）を国際カルテルと呼ぶ場合もあるが、本論文では国際カルテルを「国籍に拘わらず複数事業者によって複数国又は複数法域に行われる不当な取引制限を含む水平的競争制限行為」と定義して分析、検討、研究を行った。

（1）本論文「第1章」

1970年代から2000年代初頭までに公正取引委員会が処理した①油井用鋼管事件（1971年警告）、②レーヨン、スフ、ナイロン、ポリエステル、アクリルという5つの化学合成繊維に係る化合纖事件（1972年勧告審決）、③フェルト・カンバス事件（1973年勧告審決）、④黒鉛電極事件（1999年警告）、⑤ビタミン事件（2001年警告）を分析、検討する。化合纖事件のアクリルを除き、これらの事件はいずれも市場分割協定である。公正取引委員会はこうした市場分割協定に対して警告し又は破棄を命じたわけであるが、警告の名宛人、破棄の受命者はいずれもわが国事業者であり外国事業者は含まれていなかった。

そもそも油井管事件、化合纖事件では外国事業者名を明記していない（アクリル事件では西ドイツ梳毛協会という外国の事業者団体を明記している）。フェルト・カンバス事件では欧州フェルト機構という事業者団体を明記している。黒鉛電極事件では米国のユーカル・インターナショナルとドイツのSGLカーボンを、ビタミン事件ではスイスのロッシュ、ドイツのBASF、そしてフランスのローヌ・プーランを、それぞれ外国事業者として明記しているが前述の通り警告の名宛人とはなっていない。因みに公正取引委員会は、①事件の被疑法条は独占禁止法6条、②及び③事件の適用法条は独占禁止法6条、④及び⑤事件の被疑法条は独占禁止法3条又は6条としていた。

1970年代から約30年間を纏めると、国際カルテル事件に対する公正取引委員会の対応は関与した外国事業者を対象とせず国内事業者のみを警告又は勧告審決の対象とするものであった。その理由としては独占禁止法6条が不当な取引制限又は不公正な取引方法を内容とする国際的協定、国際的契約を禁止していたことが挙げられる。また領事送達、公示送達が可能となるのは2003年の独占禁止法改正からであり、この30年間については外国事業者に対する有効な書類送達規定がなかった。個別に外国競争当局との情報交換やOECDを通じて情報交換はあったものの、国際カルテル事件に関する情報入手は少なく、もちろん域外適用規定もなかったためやむを得ざる対応であった。

しかし④黒鉛電極事件と⑤ビタミン事件は国際カルテル事件への対応について公正取引委員会に大きな影響を与えたと思われる。第一に外国競争当局によって科（課）された高

額な罰金又は制裁金、課徴金である。米国、カナダでの事業者に対する高額な罰金、役員・従業員に対する罰金及び実刑、欧州での高額制裁金、加えて額は少ないものの韓国での課徴金賦課があった一方で日本では警告に止まる措置であったという事実である。そして第二に、リニエンシー制度の効果である。米国司法省（以下、DOJ という）は、違反事実を自主的に第 1 番で申告した者については刑事訴追を免除するという制度を 1978 年から有しており、1993 年により自主申告がしやすい制度に改めていた。EU では欧州委員会が 1996 年から、韓国でも韓国公正取引委員会（以下、KFTC という）が 1996 年からそれぞれ独自のリニエンシー制度を導入しており、この制度により発見が困難であるカルテルの捕捉が容易になったことである。これら 2 つの事件では外国競争法におけるリニエンシー制度が事件の端緒となっている。第三は、これら 2 つの事件について公正取引委員会は被疑法条を「3 条又は 6 条」としたことである。1997 年に独占禁止法 6 条の国際的協定、国際的契約の締結に伴う届出義務が廃止され、同条は「事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。」という規定になった。その結果、独占禁止法 3 条「事業者は私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」との差が殆どなくなっていた。従って公正取引委員会はその警告において被疑法条を「3 条又は 6 条」としたが、その後の本論文「第 2 章」で分析検討する国際カルテル事件に対する適用法条については従来の独占禁止法 6 条ではなく 3 条となった。

（2）本論文「第 2 章」

2000 年代半ばから現在に至るまで公正取引委員会が処理した⑥マリンホース事件（2008 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑦液晶パネル事件（2008 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑧国際航空貨物利用運送事件（2009 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑨ブラウン管事件（2009 年排除措置命令、課徴金納付命令）、⑩自動車部品事件（ワイヤーハーネスにつき 2010 年排除措置命令、課徴金納付命令、オルタネーター他につき 2011 年同じく両命令、ベアリングにつき 2013 年同じく両命令、自動車用ランプにつき 2013 年同じく両命令）を取り上げる。

ビタミン事件（2001 年警告）以後しばらくのあいだ国際カルテル事件の立件は途絶えたが、2006 年 1 月に独占禁止法に課徴金減免制度というリニエンシー制度が導入された結果、再び国際カルテル事件が登場する。第 2 章で取り上げる国際カルテル事件は、すべてリニエンシー制度導入後の事件で、且つリニエンシー制度が利用された事件である。しかし、そうした背景があるものの⑥～⑩の事件における公正取引委員会の措置が外国競争当局の措置に比肩しうる状況には達していないように思われる。具体的な状況は次の通りである。

第一に、公正取引委員会は不当な取引制限の定義規定（独占禁止法 2 条 6 項）に従い、一定の取引分野の画定を通じて国際カルテル対象製品・役務をかなり狭く捉えるが、欧米競争当局は対象製品・役務を広範に捉えており、その差が顕著になった。例を挙げればマリンホース事件においては、公正取引委員会は「わが国所在の需要者が問い合わせ見積りで発注するマリンホース」と問い合わせ見積りによる発注のマリンホースに限定するが、DOJ も欧州委員会も発注方式を限定せず対象製品を単に「マリンホース」としている。また液晶パネル事件では、公正取引委員会は「任天堂向け DS 用液晶モジュール」及び「任天堂向け

DS Lite 用液晶モジュール」ということで任天堂ゲーム機用液晶パネルという特定特殊分野の製品に限定するが、DOJ も欧州委員会も液晶パネル事件の対象製品を「テレビ用、コンピューター用液晶パネル」としている。更に自動車部品事件では、公正取引委員会は自動車メーカー別部品別に対象製品を認定しているが、DOJ はこうした細かい対象製品の括りを行わずむしろ大きな括りをしている。欧州委員会の措置内容は現在ワイヤーハーネスに関してのみ発表されているだけであるが自動車メーカー別部品別という公正取引委員会に似た方法を採用している。従って、公正取引委員会の対象製品、役務を狭く捉える方法は、外国事業者の捕捉を含め国際カルテル事件の全体像を的確に捕捉しないおそれがある。

第二に、テレビ用ブラウン管事件ではリニエンシー申請を行わなかった外国事業者から独占禁止法の域外適用の根拠について疑問が呈され現在審判中である。リニエンシー申請を行った外国事業者については独占禁止法に域外適用規定がないことを争う意味はないことは自明である。

本論文「第 2 章」の国際カルテル事件を外国競争当局との比較で纏めると、公正取引委員会はリニエンシー制度を活用し国際カルテル事件への本格的な取組を開始した。しかし独占禁止法 2 条 6 項における不当な取引制限の定義、とりわけ「一定の取引分野における競争」を狭くみるためか措置内容が矮小化されたものになっている。また域外適用規定がないため、リニエンシー申請を行わず課徴金納付命令を受けた外国事業者は審判請求を行い、わが国独占禁止法に域外適用規定がないことも含め審判で争っている。

2000 年代初頭から現在にいたるまで、それ以前とは異なり外国競争当局との情報交換が活発に行われている。第 1 章に記載したが 2001 年からは ICN(International Competition Network) という競争当局間のネットワークを通じての情報交換活動も行われるようになった。そして国際カルテル事件では各競争当局の同時立入なども行われるようになった。しかし、公正取引委員会の措置内容が外国競争当局と比して十分とは言えない状況が続く限り、リニエンシー制度というツールだけでは解決できない何らかの障害があると思われる。それは独占禁止法における域外適用規定の欠如である。

(3) 本論文「第 3 章」

マリンホース事件に関する各国競争当局の措置内容を詳細に分析する。

米国においては連邦政府に対する不正請求を防止するために、不正請求により利得を得たものに対しては不正請求 1 件当たり 5,000~10,000 ドル及び連邦政府損害額の 3 倍の民事罰を課すとともに、私が連邦政府の為に訴訟を提起することを認め、もし勝訴した場合には連邦政府損害回復額の 15~20%を私人に与えるという制度がある。連邦不正請求防止法である。2005 年に海洋商品（防舷材、プラスティック杭カバー）についての不正請求防止法訴訟が私人により提起された。この訴訟を契機として DOJ は防舷材、杭カバーのカルテルに対してシャーマン法 1 条の刑事訴追を行った。そして横浜ゴムも当該刑事訴追の対象となったが、同社の防舷材は当該カルテルと異なる種類であったために対象から外れた。これを契機に横浜ゴムは社内法令遵守体制チェックを行い、マリンホースに関するカルテル行為を発見し、米国司法省を含む各競争当局にリニエンシー申請を行った。

DOJ はシャーマン法 1 条違反事件として捜査を開始し、横浜ゴムもおとり捜査、盗聴な

どで協力した。その結果 2007 年 5 月のマリンホース 5 社、すなわちブリヂストン（日本）、ダンロップ（英国）、トレルボルグ（フランス）、パーカーITR（イタリア）及びマニューリ（イタリア）の幹部逮捕に至ったが、それまでの間、他の競争当局は立入検査を行わず DOJ の捜査に協力した。シャーマン法 1 条違反で刑事訴追を受けたマリンホース 5 社は司法取引の上、有罪答弁合意書を締結し総額で約 4000 万ドルの罰金を支払った。また同様に訴追された被告人ら 9 名は司法取引を行って有罪答弁合意書を締結し、罰金を支払い服役した。別被告人 2 名は陪審で無罪となり、別被告人 1 名は逃走中である。米国では損害賠償請求訴訟も提起されたが、和解で終了している。

欧州委員会は欧州競争法である TFEU101 条及びその他関連規則に基づき、2009 年 7 月決定によってマリンホース 5 社に対して排除措置命令と総額 1 億 3100 万ユーロの制裁金を課した。DOJ による罰金総額に比べ、制裁金額が高額となった一因はカルテル期間の認定の違いであり、DOJ は 1999 年から 2007 年までの 8 年としたが、欧州委員会はマリンホースのカルテルを单一かつ継続的違反行為（*a single and continuous infringement*）として捉え 1986 年から 2007 年までの 21 年とした。また欧州委員会は関係事業者（undertaking）を法人単位で捉えずに連結ベースの企業グループ（*a single economic unit*）として捉え親会社をふくめた連帶債務を負わせている。尚、パーカーITR とトレルボルグから取消訴訟が提起されたが、2013 年 5 月欧州普通裁判所は、パーカーITR が旧所有者による違反債務を引継がないことを認め、2500 万ユーロの制裁金を 640 万ユーロに減額したが、トレルボルグの請求については棄却した。

豪州競争委員会（以下、ACCC という）は 1974 年取引法に基づき 2009 年 6 月にブリヂストン、ダンロップ、トレルボルグ、パーカーITR の 4 社に対して民事制裁金の支払、行為差止めを求めるヴィクトリア州連邦地裁提訴した。裁判上の和解が成立し同裁判所は 2010 年 4 月に民事制裁金総額 820 万豪ドル、裁判費用総額 19 万豪ドルの支払決定を下した。尚、オーストラリアで売上高のないマニューリは、ACCC の措置対象から外れている。

KFTC は、韓国で入札に参加した実績のないマニューリを除く 4 社に対して 2009 年 5 月に総額約 45 万ドル相当の課徴金を賦課した。

ブラジル競争当局（以下、CADE という）は、2007 年 11 月にマリンホースカルテルの調査開始を発表し、現在も継続中であるが、すでにブリヂストン、ダンロップ、トレルボルグ、マニューリが CADE との和解により和解金を払い事件を解決している。

英国公正取引庁（以下、OFT という）は、米国で逮捕され、司法取引の上、有罪答弁合意書を締結した英国人 Peter Whittle、Bryan Allison、David Brammar 計 3 名の身柄引き渡しをうけ、2002 年企業法 188 条に基づき起訴し、第 1 審では 3 名それぞれに対して禁錮 3 年、3 年及び 2 年半及び会社役員資格剥奪などが言い渡された。3 名は禁錮刑についてのみ控訴した結果、控訴審では有罪答弁合意書の通り、3 名それぞれについて 30 か月、24 か月、20 か月に減刑された。従って 3 名は英国での禁錮刑に服すれば相当日数の米国での禁錮刑が相殺され実質的に米国では禁錮刑に服することはなくなった。マリンホース事件における英国人被告人に対する米国シャーマン法 1 条と英國企業法 188 条の適用により 3 名の英国人が二重処罰を受けることになったが、米英競争当局の調整により二重処罰が回避された。尚、当該英国人 3 名に対する実刑の相殺については有罪答弁合意書に記載されていたので、英國裁判所（控訴審）はこうした有罪答弁合意書の内容に従い第 1 審の

決定を見直した。

上記の如くマリンホース事件について、DOJ、欧州委員会、ACCC（豪）、KFTC（韓）、CADE（伯）の措置を分析したが、共通している点はいずれもリニエンシー制度に基づく申請があったこと、そしていずれも各競争法の域外適用規定をもっていて、有罪答弁合意書、あるいは決定においてマリンホース事件に対して管轄権を有することを明記していることである。公正取引委員会の排除措置命令ではこの点が明らかにされていない。

一方、マリンホース事件では英国人被告人について二重処罰の問題が生じた。本事件の二重処罰は域外適用規定から直接生じたものではないが、域外適用規定が二重処罰問題を抱えていることが明らかになってきた。また外国競争当局、とりわけ欧州委員会の措置をみて、わが国に売上高のない外国事業者についても課徴金を賦課することができるよう見做し売上高の規定を設けるべきだとの意見も表明された。しかし見做し売上高による課徴金賦課は結局のところ二重処罰をもたらすものであり、こうした意見については反対する。

（4）本論文「第4章」

わが国独占禁止法、米国のシャーマン法、クレイトン法、欧州のTFEU101条を行政上、民事上、刑事上から概観する。特に域外適用に関して米国にはForeign Trade Antitrust Improvements Act of 1982（以下、FTAIAという）があり、効果主義に基づく域外適用については判例も確立していることを確認し、欧州においても染料事件判決（1972年）では親子会社一体理論により域外親会社に対する欧州競争法の適用がみとめられたこと、Wood Pulp事件判決（1988年）では実行理論に基づき欧州域外事業者であっても欧州域内でその事業活動を実行する限り欧州競争法の適用がみとめられたこと、更に企業結合事例であるがGencor事件判決は欧州域内市場への影響について予測可能性がある限り欧州競争法の適用がみとめられたことを確認する。従って米国の制定法及び判例蓄積、及び欧州の判例蓄積に比して日本に域外適用規定がないことは、国際カルテルに対応する為の法の不備であり、課徴金算定の基礎となる売上額を適正に算出するためにも域外適用規定が必要であると考える。

その証左としてテレビ用ブラウン管事件における課徴金算定の売上額が日本国内の売上額ではなく東南アジアにおける取引に係るテレビ用ブラウン管の売上額であり、そうした取扱が現行独占禁止法では説明がつかないことをあげ、一方で自動車部品カルテル事件において対米輸出車向けに日本で購入されるワイヤーハーネスの売上高は、FTAIAの効果例外規定に基づき、米国市場に対する直接的、実質的、合理的予測可能性がある限りシャーマン法1条の罰金算定の為の売上高として算入することができること、したがって罰金額に適正に反映されることを示す。

なお、米国のFTAIAの規定は次の通りである。

「本章（シャーマン法）第1条から第7条は輸入取引を除き外国取引に関する行為には適用されない。但し、当該行為が（A）米国内取引に対して、又は（B）米国で輸出取引に従事する者による輸出取引に対して、直接的、実質的、合理的に予見可能な効果を及ぼす場合で、かつシャーマン法条の請求原因となる場合には適用される。上記（B）故に、当

該行為にシャーマン法が適用されることとなる場合は、米国からの輸出取引に生じた損害に限り適用されるものとする。」 FIAIA は、シャーマン法の適用について輸入取引例外と効果例外を定めたものということができるが、その意義はシャーマン法の域外適用を確認したことに止まらず、罰金の計算において重大な意味をもつことになったのである。

(5) 本論文「第 5 章」

本章では第一にリニエンシー制度に関連事件として、虚偽報告によってリニエンシーが取消されたと報じられている文化シャッター事件（日本）、次にリニエンシー申請後も違法行為を中止しなかったとしてリニエンシーが取消され刑事訴追が行われたストルト・ニールセン事件（米国）、そしてリニエンシー申請事実を無許可開示したとしてリニエンシーが取消されたイタリア生タバコ事件を紹介して、リニエンシー申請にあたり事業者は慎重な行動が必要であることを明らかにする。もっともストルト・ニールセン事件では同社は最終的には刑事訴追を免れたのであるが、それが確定するまでに 5 年を要した事件である。

次にわが国の課徴金減免制度は第 1 位（100% 免除）も第 2 位（50% 免除）も立入検査前の申請が必要であること、そして立入検査後の申請が 30 日間という短期間であることの使い勝手の悪さを指摘して改善を求めるとともに、減免申請第 1 位の事業者の役員従業員にのみ刑事免責をあたえる現在の刑事告発方針が、役員・従業員という個人の保護に重点をおいていないという問題点を指摘して改善を求める。米国では個人リニエンシー申請が認められていることから、わが国でも個人リニエンシーを認めるべきであると論じる。

第三にリニエンシー制度をより魅力的にする方策について考える。米国のリニエンシー制度では第 1 位を確保した申請者は、カルテルを含む反トラスト法違反事件における民事損害賠償責任が通常 3 倍賠償である（クレイトン法 4a 条）にも拘らず 1 倍（実額賠償）にとどまる（2004 年反トラスト罰則強化及び改善法）。欧州競争法のリニエンシー制度に関連して、カルテル事件における略式手続という制度があり、欧州委員会がこの手続きを認めれば制裁金が 10% 減額されることになることなどが欧米のリニエンシー制度をより魅力的にしているのである。今まで欧州委員会が略式手続の採用を認めた事件としては、DRAM 事件、動物飼料事件、洗剤事件、ブラウン管ガラス事件、冷凍コンプレッサー事件、水処理機器事件そして自動車部品（ワイヤーハーネス）事件の合計 7 件であること、そしてカルテル違反事実に争いがない場合には事業者にとっても欧州委員会にとっても事件処理を効率化することを分析し紹介する。

第四に、リニエンシー制度の関連する競争当局間の情報交換に関する問題を明らかにする。具体的には、リニエンシー申請者が届け出た情報について競争当局としては他の当局と情報交換をしたいが為に申請者から開示許諾（waiver）を得る。申請者もこれを認め waiver を出す。しかしこの競争当局に、どの程度の情報がながれるかについて申請者がコントロールできるわけではないということである。安易に waiver を与えずに情報使用目的、方法等を確認したうえで waiver を出すべきであろうという考えを述べる。

第五に、リニエンシー制度とは別に、わが国としては国際カルテル事件の刑事面についても十分な配慮が必要であることを、ファックスペーパーカルテル国際捜査共助事件、炭素繊維国際捜査共助事件、そしてインターポールを通じての国際逮捕手配を例に挙げて説明する。特にインターポールの逮捕手配については冷凍コンプレッサー事件に関連して日

本人が手配されている事実を紹介する。

第六として、二重処罰、二重賦課により事業活動及び個人の権利に対する不当な負担を回避すべきことを述べ、その方策としては域外適用規定を用いる際には、輸出元国と輸出先国での二重処罰、二重賦課が生じる場合には、市場に及ぼす影響を考えて、輸出先国での処罰、賦課に限定すべきであること、つまり供給国と需要国での二重処罰、二重賦課が生じる場合には需要国での処罰、賦課に限定すべきであること、具体的限定方法については競争当局間での交渉、協定が必要であることを述べる。この二重処罰、二重賦課問題は犯罪人の引渡や受刑者の移送という刑事面においても十分考慮されなければならないことを付言する。

そして最後に、域外適用規定には二重処罰を含めさまざまな問題があるが、これをさだめないことには国際的な独占禁止法違反事件を捕捉することができないこと、主要国もこれを定めていることを述べ、先に述べた米国の FTAIA、欧州の Wood Pulp 事件判決に加えて、英国競争法、ドイツ競争制限法、韓国競争法、中国競争法、南アフリカ競争法及びブラジル競争法における域外適用に関する規定を紹介する。

そして、わが国独占禁止法においては、実行理論と効果主義の両方を盛り込んでつくられていると思われるブラジル競争法の規定と同趣旨の規定を独占禁止法に設けるべきであることを提言する。すなわち下記趣旨の規定である。

「この法律は、第 1 条の目的を確保する為に、日本国内で全部または一部が行われる事業者又は事業者団体の行為、又はその効果が日本国内に及ぶ若しくは及ぶ可能性がある当該行為に適用される。」

曾て公正取引委員会は審決取消訴訟で勝つためとはいえ、「原告（ノボインダストリー）に対しては、わが国の管轄権が及ばないので行政処分の受命者たりえないものであり、したがって原告は行政処分の対象者たる被審人にはなりえない。」と主張した（昭和 46 年 5 月 19 日東京高裁判、昭和 45 年（行ケ）第 16 号）。また日本製紙事件における 1996 年 11 月の日本政府意見書は、「国際法の基本原則に照らし、日本国内で日本企業が行う事業活動は、主に日本法の適用を受ける。米国法の域外適用により規制されるべきものではない。当局によるそうした域外適用は他国の主権侵害のおそれがあり厳しく制限されるべきである。刑事制裁を通じて私企業に対する外国経済規制を課す試みは殊更問題である。・・・」と述べている。しかし外国における水平的競争制限行為がわが国市場に影響を及ぼす場合違法行為を行った事業者を捕捉して、是正措置を命じなければわが国経済の健全な発達はない。よって域外適用規定の新設は必須であると考える。

加えて、次の趣旨の規定も設けるべきである。

「第 89 条、第 90 条、第 91 条、第 95 条、第 95 条の 2、第 95 条の 3 の罪は日本国外において各条の罪を犯したものにも適用する。」その理由は、刑法 2 条と域外適用規定のギャップを埋める為である。刑法 8 条但書「その法令に特別の規定があるときは、この限りでない。」に従い定めるものである。

「競争の実質的制限が本条（独占禁止法 89 条）の罪の構成要件的結果とみる立場からは、国内で競争の実質的制限が生じていれば、行為が国外で行われた場合であっても、本

条の適用が可能である。」という解釈論が広く認められていることは認識するが、現行独占禁止法 94 条 3 項が「第 1 項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。」と規定しているからには、解釈に頼ることなく、上記趣旨の規定を設け国外犯にも独占禁止法の適用があることを明確化することが必要であると考えるからである。

4. 本論文の結論

国際カルテルにおける価格設定において、超過請求又は過少請求の中央値が 25%になるという John Connner と Robert Lande の研究に言及したうえで、また本研究の結果を踏まえ、独占禁止法の目的を確保するために、国際カルテル事件を的確に捕捉し適正に行政処分を行い、加えて民事救済、刑事处罚を実行するためにもリニエンシー制度のみにならずわが国独占禁止法に域外適用規定を設け、以てこれに対処すべきであることを本論文の結論とした。

以上